

## 神戸市垂水区社会福祉協議会 支援を要する若者の居場所づくり助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市垂水区共同募金委員会(以下「本会」という。)が、平成29年度赤い羽根共同募金運動の期間拡大に伴う募金を活用して、垂水区内の支援を要する若者の居場所づくりを行う団体に対して、助成金を交付するうえで必要な事項を定めるものとする。

### (助成金を申請できる団体)

第2条 助成金を申請できる団体は、区内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、本要綱に定める居場所事業を実施または実施しようとしている次の各号に掲げる団体とする。なお、法人格のない団体も可とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項および第3項に規定する施設
- (2) 構成員5名以上で、地域活動や児童支援に資する福祉活動の経験がある団体・グループ
- (3) その他、本会が特に必要と認めた団体

### (助成金を申請できない団体)

第3条 第2条に定める団体うち、次の各号に掲げる団体は助成対象から除く。

- (1) 国籍、宗教、政党等、社会福祉的な性格の明らかでない団体
- (2) 活動計画、予算、決算等が整備されていない団体
- (3) 同じ事業において他の公的助成金・補助金を受けている団体

### (助成金の対象事業)

第4条 助成金の対象事業は、垂水区内において当該年度内に実施する次のいずれかの事業とする。また、対象者(参加者)は5人以上、かつ概ね月1回以上実施する事業とする。

- (1) 障がいのあるひとたちの居場所づくり事業
- (2) 引きこもりのひとたちの居場所づくり事業
- (3) 不登校の子どもたちの居場所づくり事業

### (助成金額)

第5条 助成金額は1団体15万円以内とする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、消耗品費、講師謝金、材料費、印刷費、会場借上費、備品費、とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、定められた日までに申請書と必要な書類(以下「申請書等」という)を添付し、本会に申請しなければならない。

(助成金の審査)

第8条 本会は前条に定める申請があった場合、本会事務局に設置する審査会において、助成の可否及び助成金申請額を審査する。

(助成額の決定)

第9条 本会は、前条の審査結果を踏まえ、助成の可否及び助成金決定額について、申請団体に通知する。

2 前項の場合において、本会は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付)

第10条 前条の決定通知を受けた団体は本会に助成金請求書を提出し、本会は速やかにこれを支払う。

(採択事業の変更)

第11条 助成金の交付を受けた団体がやむを得ない事情により助成が決定した事業内容を変更したいときは、事前に計画変更申請書を提出しなければならない。

2 本会は、計画変更申請書の提出があった時は、これを審査し、既に決定した助成金額の変更を行うことができるものとする。

(助成金の経理)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途や経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。

(助成金の使途報告)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業を完了したとき(中止又は廃止した場合を含む)事業終了後1か月以内、又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別に定める助成金の使途を明らかにした報告書に必要な書類を添付して、本会に提出しな

なければならない。

- 2 助成金の交付を受けた団体は、本会が開催する活動（事業）報告会に参加しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途に関し、区民への周知を図るよう努めなければならない。

（助成金の監査）

第14条 本会は、助成金の使途に関係のある範囲内で、適時、監査を行うことができる。

（助成金の取消等）

第15条 助成金の交付を受けた団体が当該事業を実施するにあたり、次の各号の一に該当する時、本会は、助成決定を変更もしくは取消し、または助成金の一部もしくは全額を本会に返還させることができる。

- (1) 助成決定後、事業を一部休止または廃止したとき
- (2) 事業に要した経費が助成金を下回ったとき
- (3) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (4) 事業と相違した助成申請または使途報告を行ったとき
- (5) 経理状況が極めて不良と認められたとき
- (6) 第9条第2項の条件が付された場合において、その条件を履行しなかったとき
- (7) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき
- (8) 本要綱に違反する行為があったとき

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。